

オーストリア、プロイセン、バイエルンにおける 政治教育の形成過程

— 1930年代以前の教育課程を手掛かりに—

近藤孝弘

1. はじめに

本研究は、ナチ政権形成以前のオーストリアとドイツにおける政治教育の発展史の比較検討を通して、戦後の両国で政治教育が発達するに際しての前提条件を確認することを目的としている。

一般に、戦後ドイツは政治教育の先進国と見られているのに対し、オーストリアはその後を追う国と理解されている。こうした関係は遅くとも1970年代までに明らかになっていた。ここに、両国が置かれた国際環境の違いが作用しているのは間違いない。戦争責任を厳しく問われつつ、国家としての正当性を東の社会主義国家と競わなければならなかった西ドイツと、東西両陣営からナチス・ドイツの犠牲者として扱われることを望み、実際にある程度聞いてもらうことのできた永世中立国のオーストリアとでは、政治教育を積極的に推進する必要性の認識の違いが生じて不思議ではない。

しかし、このように両国間の差異の主因を戦後に見るためには、戦前、具体的にはナチス政権が両国で形成されるまでの時点で、政治教育の発達度に違いがないこと、あるいはむしろオーストリアの方が進んでいたことを確認する必要がある、本研究はその課題に取り組むものである。

その際、ドイツについては、戦前も戦後も（ナチ期を除いて）学校教育は州の管轄事項であったことから、本研究ではプロイセンとバイエルンに注目することとする。この2州でヴァイマル共和国の全人口の4分の3ほどを占めていた。

主たる資料は、ウィーン、ベルリン、そしてミュンヘンの教育省の広報誌に掲載された、学校教育課程一般ならびに関連する諸通知であり、なかでも歴史教育と（国家）市民教育を扱った文書である。ここで歴史教育にも注目するのは、後述するように、（国家）市民教育は歴史科のなかの一分野として発達した経緯があるためである。なおオーストリアの資料についてはウィーン国立図書館のALEX、プロイセンの資料はドイツ国際教育研究所のSCRIPTA paedagogica、バイエルンの資料はゲオルク・エックハート国際教科書研究所のCurricula Workstationのデータを主に利用した。

このように、公的刊行物に資料を限定する結果、当然のことながら、結論の信頼性は低くなる。法律が改正されても、それが人々によってどのように受け止められ、どの範囲で実施されたのかは分からない。しかし、政治教育史の研究は、両国の政治教育学においても発展しているとは言い難く¹、まずは確実な認識を集積していくことに意義があると考えられる。本研究は、より多角的で詳細な研

究によって修正されるための基礎的な理解の獲得を目指すものである。

2. オーストリアにおける政治教育の展開

オーストリアの学校教育制度はマリア・テレジアの時代に遡る。教会等が運営する学校はそれ以前から各地に存在していたが、1774年の一般学校規則により6年制義務教育が導入されたところから国家的な教育制度が開始されたと考えるのが一般的である。

しかし、シュレジエン出身のフェルビガー（Johann Ignaz von Felbiger）が起草したこの規則に、後の政治教育教科に発展するような内容的に独立した芽はまだ認めることができない。プロイセンの義務教育をモデルとしたこの法律は、宗教、読み書き、算数という全ての身分に求められる知識のほか、特に師範学校と基幹学校では人格の発達に役立つ知識として、農学、芸術、地理などとともに、若干の祖国の歴史を教えることを求めていたが、その内容までは規定していなかった²。

教育課程のなかにそうした規定を初めて確認できるのは、1世紀近く後の19世紀後半のことである。具体的には、8年制義務教育を導入した1869年のいわゆる帝国民衆学校法（Reichsvolksschulgesetz）第3条に、授業が行なわれるべき内容の一つとして、「自然科学と地理ないし歴史から最重要なもの。その際、祖国とその憲法に留意する。」³（下線引用者）と記されている。

同法は、第1条で民衆学校の課題として、子どもを道徳的・宗教的に教育することと同時に、共同体の有能な一員となるための基礎を形成することを掲げており⁴、そのために「祖国とその憲法」を教えるよう求めたと考えて良いだろう。オーストリアにおいて、教科教育としての政治教育は憲法学習から始まったのである。

このことに関連して興味深いのは、同時期までのギムナジウムの教育課程には、同様の記述が見られないことである。ギムナジウムについては、各地に長い歴史を持つ学校があり、運営する修道会等により、それぞれ異なる教育課程に基づく教育が行なわれていたが、19世紀半ばにはその共通化が進められていた。つまり教育課程の整備状況は民衆学校よりも良く、さらにその国家化にも着手されていた。特に1849年に文化・教育省が設置されると、後に、主導した二人の名前にちなんでエクスター・ボニッツ改革と呼ばれる、今日に続くギムナジウムの基礎を作る改革が進められ、具体的には8年制の教育課程と大学入学資格マトゥーラが導入されている。しかし、たとえば教育課程に関する同年7月26日の布告は、すべての学年に歴史学習を要求してはいるものの、そこではギリシア・ローマ史が繰り返し取り上げられ、政治教育はおろか、それを推進する際に重視されやすい近代史については、第7学年で中世史とともに教えることが予定されていただけである⁵。さらに、近代史として、どのような内容を取り上げるべきかについては何も語られていない。また推奨されている教科書を見るかぎり、語られているのは、ドイツ史としてはフリードリヒ二世の時代までであり、確かに巻末でナポレオン戦争が触れられているものの、それは事実上外国史ないし国際関係史としてである⁶。

ところが、民衆学校の教育課程に「祖国とその憲法に留意」という表現が取り入れられた2年後の1871年、ギムナジウムに対し、最終学年の後期に「帝国の各州とその人々、憲法と行政、生産と文

化について最重要の事実を詳細に扱う」（下線引用者）よう求める命令が発せられた⁷。

こうした政策が進められるに到った具体的な経緯は不明だが、その政治的背景について一定の推測を行なうことはできる。

まずボニッツ・エクスナー改革に着手されたころ、オーストリアにはまだ前年の三月革命の余韻が残っていた。すなわち革命のなか、メッテルニヒのあとを継いだピラーズドルフ（Franz von Pillersdorf）のもとで4月25日に欽定憲法（ピラーズドルフ憲法）が發布されたが、選挙権規定などに対する学生や労働者の抗議が広がった。さらに翌1849年、帝国議会がより民主的なクレムジール憲法草案をまとめたものの、結局それは發布されることはなく、3月7日に、同草案中の議会の権限を削り、君主の権限を強化する形で欽定憲法（三月憲法）が公布された。しかしその憲法もほとんど機能することなく1851年のいわゆる大晦日勅令により失効するなど、混乱が続いた。また、その後散発的に発せられた勅令により、皇帝を国家権力の唯一の担い手とする新絶対主義とも呼ばれる体制が形成された。

しかし、三月革命をなんとか乗り越えたハプスブルク帝国では、その後も、国内的には市民階級の権利要求や民族運動の高まり、対外的には1859年の対仏伊戦ならびに1866年の普墺戦争での相次ぐ敗北により、体制は動揺を続け、1867年、アウスグライヒの後、議会による初の憲法（12月憲法）が制定されることとなる。この憲法をもってオーストリアは立憲君主国となり、さらに同年の新結社法により、キリスト教社会党や社会民主労働党といった、今日の体制を支える政党が発展する基盤が形成された。

上記の民衆学校ならびにギムナジウムの教育課程で憲法が言及された背景に、12月憲法の制定に代表される当時の社会状況があるのは間違いない。また、このあと1873年、1882年、1896年と選挙法の改正が続き、1907年に男性普通選挙が実現するのだが⁸、こうした選挙権拡大の過程もまた、政治教育の重要性への認識を高めたと考えられる。

実際、帝国議会の選挙改革が行なわれた1873年の翌年に発表された民衆学校用教育課程には、それまでの憲法を教えるようにという要求よりもさらに踏み込んだ記述が見られる。

当時の民衆学校は多くが小規模で、8学年全体で1クラスしかない場合もあったが、その場合には3部制の授業を行い、そこでは5年生から8年生の4学年が一緒に週に計2時間の地理と歴史を学ぶこととされ、そのなかで歴史については、「時系列的に示されたオーストリア史の諸相、中世における重要な発明・発見、オーストリア史に関係する適切な範囲の一般史、国家市民の義務と権利」⁹（下線引用者）を学習することが求められた。他方、7クラス以上の規模が大きな学校では、上記の内容のうち、歴史教育の部分は第5学年と6学年で基本的にかぶりし、第7学年と8学年では歴史に関する補足的な授業に加えて、「特に国家市民の義務と権利を重視する」こととされている¹⁰。

なお、同様の表現は1907年の前期中等教育機関である市民学校（Bürgerschule）と女子学校（Mädchenschule）用教育課程¹¹、1908年の実科ギムナジウム用教育課程¹²、そして1909年のギムナジウム用教育課程にも見られる。特に実科ギムナジウムとギムナジウムの教育課程では「市民科

(Bürgerkunde)」という言葉が使われている点が目を引く。

たとえば後者の場合、第8学年の教科「歴史と地理」（前期週4時間、後期週3時間）は、a) 地理の復習、b) 歴史の復習と、c) 市民科の3領域から構成されており、市民科については、「帝国議会に代表を送っている王国と州を重視しつつ、政治的・文化的・経済的關係における国家の本質とその最重要の機能を中心に、オーストリア・ハンガリー帝国の憲法と行政について教え、また国家市民の権利と義務を教えること」とされている¹³。

このように、20世紀初頭のギムナジウムにおいて、政治教育は「市民科」という名称で「歴史と地理」という教科の枠組みのなかに位置づけられることにより、それらに並ぶ1つの領域として確立されることになった。なおオーストリアにおける先行研究では、これまで上記の1907年と08年の教育課程が政治教育の出発点とされており¹⁴、確かに「市民科」という言葉の使用に注目すればその通りだが、「国家市民の義務と権利」ないし「権利と義務」を教えることへの要求という点では、既述のように1874年の民衆学校用教育課程にまで遡れることは改めて確認する価値がある。

同時に、この間の30数年は、ちょうど1874年にブルゲンラントのノイデアフルで社会民主労働党の結成を目指す会議が開かれ、1889年に同党の結成が実現し、1897年に初めて帝国議会に議席を獲得、1907年に実施された男性普通選挙で同党が第二党に、そして1911年には第一党に躍進するといった期間にあたっている。こうしてみると、市民科という領域の形成は、確かに以上の社会の変容プロセスにおける一区切りを象徴する出来事ではあるが、そのプロセスそのものは遅くともその30年ほど前には始まっていた。オーストリアにおける政治教育の歴史は、やはり長く捉える必要がある。

しかし、このあと第一次世界大戦のなかでハプスブルク帝国は崩壊し、オーストリア社会は変革の時を迎えることになる。

1918年11月3日の停戦の後、12日には社会民主党とキリスト教社会党からなる臨時政府が形成され、1920年10月1日に共和国初の連邦憲法が制定、翌月発効した。しかし、憲法制定以前に両党の協力関係は破綻しており、教育に関する合意がなされることはなかった。つまり第一共和国は、新体制を支える政治教育に着手できない状態での出発せざるをえなかった。

たとえば1926年公表の民衆学校用教育課程は、第5学年の歴史科の目標について、「郷土と祖国、ドイツ民族の運命を学ぶ。歴史意識と国家市民意識、そして郷土、民族、祖国への愛を覚醒する。生徒は重要な出来事と人物をもとに道徳的な原理が持つ力を知るべきである」と記し、教育内容としてはローマ時代を中心に教え、「適切なタイミングで地域と州、国家」を扱うよう求めるだけである¹⁵。ここには、19世紀には存在した憲法や国家市民の権利と義務という表現さえ見られない。

この教育課程が第8学年ではなく第5学年用であることは考慮する必要がある。憲法や権利と義務といった法律的な概念を扱うには確かにやや早いかもしれない。しかし、同様の傾向は1928年のギムナジウムの教育課程にも見られる。その第8学年の歴史科は、文化史と市民科の2領域から構成されているが、後者については、「経済とその諸制度（物質文化）、身分と職業に基づく民族の秩序、一般的な形態における国家の本質と課題、主な精神文化と国家の関係を、言葉としてではなく歴史と

結びつけて教える。オーストリア共和国とドイツの憲法・行政、法とその擁護、国民の福祉について」¹⁶ だけである。ここでは憲法に言及されているものの、それはドイツの民族文化ないし精神文化として位置づけられており、そこには当時の保守政権の思想が表れていると言えよう。

なお、こうした連邦政府に対し、社会民主党の勢力下にあった首都ウィーンでは、教育改革の旗手として有名なグレッケル（Otto Glöckel）が1934年まで学校改革に取り組んでいた。彼は共和国に相応しい教育のあり方を追求した点でキリスト教社会党とは異なっており、特に学校への教会の影響力の排除と、分岐型学校制度に代わる統一学校の推進に力を注いだ。

その一方で、教科としての政治教育については、必ずしも保守派と明確に対立する主張をしていたとは言えない。彼は、民主主義体制を前提に市民の義務を語りながらも、その教育は郷土と民族への愛から出発すべきとしている¹⁷。両党の教育政策には、実は共通部分も存在していたのである。

こうした状況は1930年代前半にさらに大きく変化する。キリスト教社会党の首相ドルフスは、1933年、まず国民議会を、続いて憲法裁判所を停止し、翌年5月の憲法で立法権を議会から政府に移した。これにより第一共和国は崩壊し、身分制国家あるいはオーストリア・ファシズムと呼ばれる体制が構築されることとなる。

本稿にとって重要なのは、第一共和国成立時とは違って今回はすみやかに体制の正当化と安定を目指した教育課程がまとめられたことである。具体的には、新憲法公布直後の1934年7月7日、全国に向けて命令「学校における祖国教育について」¹⁸が発せられ、18日の民衆学校教育課程に関する布告が続いた。それは、最終学年の「歴史と地理」において、「公共生活における重要な諸機構と、オーストリアの連邦国家が州と身分から構成されていることへの注目」を促すものだった¹⁹。

また特に祖国教育との関係では、翌1935年にギムナジウムをはじめとする中等教育機関の教育課程を改正する省令が出されており、そこでは、第4学年の歴史科で、3カ月の期間を割いて「最重要の共同体の形（家族と国民、職業身分と国家）ならびに歴史的な国家形態からはじめ、憲法の原則、我々の公共生活の諸制度ならびにそれが個人と共同体にとって持つ意味に注目させること。また様々な職業の概観とオーストリアの軍隊について教えること」を要求し、また第8学年では地理と歴史を廃止して、代りに地理と歴史と市民科からなる祖国科を設置した。以前より、祖国科（Vaterlandskunde）を冠する教科書は存在していたが、教科名としてこの名称が使われるのは、この時が初めてである。そこではオーストリアの自然と歴史的に形成された文化的特殊性を再確認した後、キリスト教的で身分制の秩序に基づく連邦国家としてのオーストリアの憲法と立法・行政のほか、教会と国家の関係、国家市民の義務などが教育内容として設定されていた²⁰。

こうした迅速な対応は1919年とは対照的であり、その準備が34年以前になされていたことを示唆する。つまり5月憲法の前後で保守政権による政治教育に対する考え方は連続していたのであり、34年以前は抑制されていたものが、独裁体制下で前面に押し出されてきたものと解釈される。

こうして、それまで政治教育に消極的だった保守派による施策が本格化することが予想された。しかし現実には、学校で教材の準備等が追いつかずにいるうちに、政権はナチスの手に落ちてしまう。

1938年3月11日、身分制国家で教育課程改革を進めてきた当人であるシュシュニクがナチスのザイス・インクヴァルトに首相の座をゆずることで、オーストリア国家は存在をやめたのである。

3. ドイツにおける政治教育の展開

3-1. プロイセン

プロイセンでは、オーストリアよりも早くから義務教育制度が発達した。プファルツ・ツヴァイブリュッケン公国などの若干の先進的な諸国には遅れたもの、1717年のいわゆる一般勅令により就学義務が導入され、1763年の一般地方学事通則が民衆学校制度の基礎を築くこととなった。

しかし、そうした国王の意志がどの程度に実現したかは別の問題であり、さらに政治教育という観点からは、後の教科としての政治教育につながる存在を初期の学校に認めることはできない。

むしろオーストリアでは1869年に、民衆学校の教育課程に憲法教育の内容が導入されたのに対し、プロイセンの各種の教育課程に初めて憲法という言葉が見られるのは実に1920年のことである。

同年4月10日に、まず教員養成施設の教育課程の歴史科について、次のような指示がなされた。「授業時間数は、下級第2学年と上級段階で週3時間に増やされる。戦争と支配の歴史を減らし、代りに国民経済史、社会史、法制史、ならびに国家学に、より多くの時間を割くべきである。……ライヒ憲法を詳細に扱うこと。上級第1学年では、民衆学校で憲法を適切に教えられるように指導がなされる。」²¹（下線引用者）

ここでは、教員養成施設に学ぶ生徒だけでなく、民衆学校の生徒もライヒ憲法すなわちヴァイマル憲法を学ぶことが前提とされているところが注目されよう。実際、同年9月4日には、教員養成施設以外の中等教育機関のほか、民衆学校の第7～8学年を対象に、「男女すべての生徒が通う教育施設において、ただちにライヒ憲法への導入教育が開始される」²²とする通知が発せられている。なお、この時点では、まだ、プロイセン自由州憲法は制定されていない。

また憲法教育よりも広く国家市民教育に関する規定に注目するとき、同年に教員養成学校において、また民衆学校とギムナジウムについては1923年に、それぞれ歴史科の中に国家市民科という領域が設けられたことが目を引く²³。やはり1920年代前半が、プロイセンにおける教科としての政治教育の出発点と言えるだろう。これは、オーストリアと比べたとき、かなりの遅れを意味する。

もちろん、以上は、第一次世界大戦以前のプロイセンで広義の政治教育が行なわれていなかったことや、その重要性が認められていなかったことを意味するものではない。

20世紀初頭にオーストリアの教育課程で見られるようになる「市民科」という言葉は、1913年に開催された中等教員向けの連続講義のなかで、フランクフルトのギムナジウムの校長が講演題目「中等教育施設における市民科」として使用しており、その案内文が教育省の広報誌にも掲載されている²⁴。また、その言葉自体は、19世紀末の書籍に見ることができる。つまり教育課程を見ると大きく遅れているが、教育実践のレベルでは、それほどではなかったかもしれない。しかし、この「市民科」を教育課程に書き込むには時間が足りなかった。

もう一つ興味深いのは、オーストリアの教育課程では共和国崩壊後の1935年に使われるようになった「祖国科」という言葉が、プロイセンでは既に1861年の基礎学校用教育課程で、ドイツ史と地理をあわせた教科名として使用されていることである²⁵。

これには背景がある。1854年、ラウマー（Karl Otto von Raumer）教育相のもと、担当した枢密顧問官の名前をとって、いわゆるシュティール規定がまとめられた。3部からなるこの規定は、初等学校の教育内容から教員養成までをカバーしており、そのなかで歴史と地理を合わせた教育内容として祖国科という言葉が使われているのである²⁶。

当時は、三月革命を契機として、民衆の反乱の抑止に学校教育が有効に機能しなかったことが問題視されており、それがこうした規定をもたらしたのだった。また、同規定に続いて1859年には、視学官の報告に基づき、基礎学校で祖国史の教育が疎かにされていることへの不満が政府により表明されるなど²⁷、体制維持の手段として特に歴史教育には期待が大きかった。1861年の基礎学校用教育課程が公布されたあとは、プロイセンの勢力拡大とともに、祖国の歴史はブランデンブルク・プロイセンの歴史からドイツ史へと視野を広げていくが、そこで中心的な位置を占めるべきは、プロイセンの歴代国王であった²⁸。国王への従順を教えることで、体制の維持が図られたのである。

こうした考え方は、後に即位間もないヴィルヘルム二世が発した有名な勅令にも見ることが出来る。「ずっと以前から考えていたのは、社会主義や共産主義思想の拡大に対抗するために各段階の学校を活用することである。学校は、なにより神への畏怖と祖国愛を通じて、国家と社会の関係についての健全な理解の基礎を形成しなければならない。……学校はこれまで以上に近現代史を教えなければならない。」²⁹

以上は、オーストリアにおいて憲法教育に期待されていた機能を、プロイセンでは歴史、なかでもドイツ史の教育が主に担っていたことを示唆する。愛国心の育成は両国の歴史教育に課せられていた共通の課題だが、その程度においてプロイセンはオーストリアを上回っていたと考えられる。

その違いが何に起因するのかは、厳密にはわからない。しかし、19世紀後半のオーストリアで、帝国内の民族問題や対外戦争の失敗により国家の枠組みが揺らぎ、そうしたなかで選挙権も拡大していったのと異なり、プロイセンは普墺戦争に勝利した側であり、また普仏戦争の勝利によりドイツ統一という歴史的な成果を達成してきたことも、歴史教育を通して形成される愛国心を基盤に国家運営を進めることへの期待を生みやすかったであろう。さらに三月革命のなかで1848年に制定された欽定憲法により国民議会が設置されたものの、翌年5月の緊急勅令により、納税額に基づくいわゆる三級選挙制度が導入され、この選挙制度が根本的なところでは第一次世界大戦の敗戦まで修正されなかったこと、つまり確かに社会民主主義勢力は街頭では勢力を増していたが、議会での政治的影響力は限られていたことが、有権者を教育する必要性の認識を遅らせたことも考えられる。そもそも、明治憲法を制定する際に参照されることになる、1848年憲法を改正して50年に定められた憲法も、第一次世界大戦に突入するまで本質的な改正を受けることはなかった。

そして、同憲法に代わってプロイセン自由州憲法が布告される1920年以降、ようやく、既述のよ

うに、憲法を教えることが教育課程により求められるに到るのである。この指示は1929年にも繰り返されており、同年には、学校で憲法式典を開催するよう求める通知も出された³⁰。

またライヒ政府に目を転じれば、1921年3月に、学校の内外で国家市民教育を含む啓蒙活動を進める超党派的な機関として国立祖国情報センター（Reichszentrale für Heimatdienst）が設立されるなど、全国的にも政治教育に力が入れられていた。同センターは、1923年の夏以降、広く市民にむけてスクーリングを開始するなど、政治教育システムを構築する作業は着実に進められ、また翌24年からは国家市民教育デーといったイベントも開催されている³¹。いずれにおいても、各地の教員は受講者としてだけでなく、講師ないし企画者として重要な役割を果たしていた。

このように、1920年代のプロイセンでは、それまでの政治教育の遅れを取り戻そうとする動きが見られたのだが、一方で限界も明らかだった。

その第一は、そこでは中立性が強く求められていたことである。21世紀のドイツでは、政治教育に中立性が求められることは原則としてない。特定の立場を取らないという意味を持つ中立性という言葉は、むしろ民主的な政治教育を考える際に相応しくないものとされている。

しかし、ヴァイマル共和国は違った。プロイセン教育省の1919年11月14日の通知は、「学校はあらゆる種類の政治的対立から自由でなければならない」とし、教員だけでなく生徒に対しても、学校での特定の政党の政策を支持する言動を禁じた³²。また25年には、「生徒たちの政党政治的活動が学校における国家市民教育を危険に晒し、学校の平和を乱している」として、学校に対し、許可されていない団体のバッジやリボン等のシンボルを生徒が身につけるのを禁じるよう求めている³³。これらの通知が示唆するのは、当時の緊張した社会状況の中で、教員だけでなく生徒も支持政党をめぐって分断され、相互の尊重が働かない状況だったということである。

第二に、そもそも国家市民教育を行なおうにも共和国に相応しい教科書がなかった。新しい教科書が少しずつ登場するのは1925年以降のことである。教育省にとっては、生徒が過度に政治化しないことを前提に、学校共同体、つまり自治の仕組みを作るよう呼びかけるのが、せいぜいだったと推測される³⁴。なお、ドレスデン工科大学のヘアデゲン（Peter Herdegen）によれば、これは次項で取り上げるバイエルンも同じである³⁵。

このように、確かに1920年代のプロイセンでは政治教育に着手されたが、社会全体で経験が不足していたことは否めない。政治教育を困難にするほどの厳しい対立が存在する一方で、それを制御し、民主主義体制の支持へと方向づけられるだけの政治教育学は存在しなかった。それを構築するための努力は続けられたが、答えを手にする前に教育政策を含む政治の実権はナチスに奪われたのである。

3-2. バイエルン

バイエルンでは1771年に一般就学義務が発せられ、1802年に6年制義務教育が実施された。これはプロイセンに比べるとやや遅れており、同じカトリック圏のオーストリアに近い。また歴史科の一分野としての市民科ないし国家市民科は、1910年代初頭の女子学校とギムナジウムの教育課程に見る

ことができ³⁶、これはプロイセンよりも早く、オーストリアとほぼ同時期である。

1871年にドイツ・ライヒに加わったバイエルンだが、このように政治教育の発展という観点からは、プロイセンよりもオーストリアとのあいだで高い共通性を示している。

憲法教育の導入時期についても、バイエルンの民衆学校用教育課程に憲法が登場するのは1880年のことで、オーストリアに若干遅れてはいるが、大きく見ればほぼ同時期とも言えよう。そこでは、第6学年の歴史科で、国王マクシミリアン一世の統治の一部として、バイエルン王国を立憲君主国とした1818年の欽定憲法を取り上げることが求められていた³⁷。

そのあと、1899年から1921年までにバイエルン各地で公布された民衆学校用教育課程（1899年、1907年、1908年、1910年、1911年、1913年、1915年）では、1910年のニーダーバイエルンの例を除くすべてが1818年憲法を取り上げている。他方、ギムナジウムでは1914年まで遅れるが、こうした遅れはオーストリアならびにプロイセンにも見られる現象である³⁸。

19世紀末以降の民衆学校用教育課程の歴史科が、ほぼ例外なく憲法に言及しているのには、1818年憲法とその元になった1808年憲法（Constitution）から半世紀以上の時間が経過し、歴史の範疇に入れやすかったことに加え、憲法の大幅改正をもたらした1871年のドイツ統一はもちろん、1881年の州議会選挙における秘密選挙の導入や1906年の直接選挙導入、そしてその事実上の結果として1892年に社会民主党バイエルン支部が結成され翌年に州議会に進出、そして1912年には議会で第二党へと党勢を拡大するといった事態が背景としてあろう。19世紀末から20世紀初頭に繰り返し行なわれた憲法教育のアピールは、社会主義者鎮圧法（1878～1890年）の廃止後に、むしろそれに代わる措置としての役割を期待されていたとも推測される。

次に、プロイセンで早くから注目された一方、オーストリアでは身分制国家のもとで教育課程に正式に導入された教科領域としての祖国科については、バイエルンはむしろ前者に近いと言えよう。

すなわちその言葉は、1870年のオーバーバイエルンの民衆学校用教育課程のなかで、第4学年の「郷土科と祖国科」と第5学年の「祖国科」という形で教科名として登場し、その後、1926年まで、各地の民衆学校用教育課程の中で散発的に使われている³⁹。

興味深いのは、それぞれの教育課程の中で、その言葉の意味が一定していないことである。すなわち、それは（市町村などの）郷土よりも広いバイエルンという空間を示す場合と、さらにドイツ全体を含めて考える場合、さらにバイエルンだけにせよドイツ全体を含むにせよ歴史を想定している場合と、歴史のほか郷土科と地理の内容を含む教科としての意味を持つ場合があり、そこには当時のバイエルンにおいて、祖国の概念が定まらなかった様子をうかがうことができる。

こうした状況には、バイエルン王国がドイツ・ライヒに組み込まれ、独立性を大きく制約された経緯が関係しているかもしれない。たとえば1829年時点で、ギムナジウムの歴史科に期待されていたのは、「ドイツ史を視野に入れつつ祖国の歴史を教えること」であり⁴⁰、つまり祖国としては明確にバイエルンが想定されていたのだが、1870年以降の教育課程では、祖国科の教育内容として「特にバイエルンに注目してドイツ史上の主な出来事を教えること」などと曖昧に記されている⁴¹。

このあと、第一次世界大戦のなかでバイエルン王国が革命によって崩壊すると、バイエルン自由州は一時混乱状態に陥るが、1919年8月14日の所謂バンベルク憲法により再建の道を歩むことになる。しかし、政治教育面での取り組みは、少なくとも教育省の広報誌からは、あまり積極的に進められたようには見えない。確かに既述のように民衆学校では憲法学習の実施が引き続き求められ、また1931年の女子リツェウムの教育課程では第3学年から6学年に「歴史と国家市民科」という教科が設定されているが⁴²、その一方で、1926年の民衆学校用教育課程と翌27年の女子上級学校用教育課程では、国家市民科ないし市民科は通史教育全体のなかで行い、前者のための特別の授業は行なわなとされている⁴³。

この点、たとえば1911年のミュンヘンの民衆学校用教育課程では、第8学年の歴史科はミュンヘン、バイエルン、ライヒの3つのテーマから構成され、後二者ではそれぞれの憲法やその他の法制度とその思想、ならびに行政機構等を教えることとされていた⁴⁴。そこでは社会立法や家族のあり方など、狭義の歴史にはおさまらない内容が取り上げられている。こうした教育内容からは、民衆の生活条件の改善のために国王が重ねてきた努力を理解させようとする意図が推測される。

それに対し、共和制の州政府にはそうした動機が弱かったかもしれない。戦後、最終学年の歴史の時間を政治教育にあてるという構成から上記の構成に変更されたのだが、歴史の学習内容を見る限り、戦前とそれほど変わっていない。つまり新しい基本方針の説明とは違って、個々の政治教育的な内容を、どこでどのように扱うかが不明確なまま、ただその授業時間が削られたのである。

もちろん、各地の授業が、この教育課程の変更によりどのように変わったのかまではわからない。しかし、新しい形式が、後に、「国民の政治教育にとって重要なのは豊富な事実ではなく、内なる動機を経験し、認識することである」⁴⁵として、（国家）市民教育を冷遇するナチス政権が作成した、地理と歴史のみからなる教育課程に近いものであることは確認しておく必要がある。

4. おわりに

オーストリアとプロイセン、バイエルンにおける1930年前後までの政治教育の発展史を概観する限り、まず、いずれの国も民主的な政治教育制度の形成には到らなかったと結論せざるを得ない。

これは、冒頭に掲げた問いについては、やはり今日の政治教育におけるドイツの先進性とオーストリアの遅れの原因は、基本的に戦後に見出されることを意味しよう。

ナチス政権期は言うまでもなく、それ以前に教科としての政治教育が発展しなかった原因としては、第一次世界大戦末期まで君主制が続き、後を継いだ共和制のなかで、社会民主主義勢力は学校の民主化や教会の影響力の排除、更に分岐型に代わる統一学校制度の構築といった制度的な関心を追求する一方、教育内容への関心は相対的に低く、他方、保守派はそもそも社会民主主義勢力に対抗して、社会を改革するための教育政策に消極的だったことが考えられる。厳しい政治的対立の中で、双方に、社会の民主化のための共通基盤を追求する姿勢に弱さが認められた。

加えて、民主的な政治教育制度を構築するには、準備も時間も足りなかったことも明らかである。

民主的な憲法は10数年しか機能せず、その間も政治的な動揺が続いた。

このことと、戦後は少なくともドイツでは比較的短時間のうちに政治教育制度が整備され、オーストリアも少し遅れてその後を追ったという経緯をあわせて考えると、政治教育の発達には、それほど長い助走期間が不可欠というわけではないものの、やはり一定の年月にわたって、それを促進する環境が必要だということになる。これは、日本を含む最低限の民主主義が機能している諸国では、できるだけ早期に政治教育に本格的に取り組む必要があることを示唆する。

もちろん、政府広報誌を主な資料とする本研究は、そもそも設計においてラフであり、従って今後、教科書等の教材や、様々なメディアから当時の教員や教育研究者等の意識に関する調査を進めることで、より精緻に実態を把握すると同時に、今回試みたデッサンを修正していくことが必要である。しかし、教育課程や様々な通達は、時々々の状況に対する為政者の認識を反映しているものであり、少なくとも上記の現実への示唆が大きく変わることはないものと思われる。

最後に、研究の過程で浮上した2つの新たな視点を確認して、本稿を閉じたい。

第1に、政治教育は、それが構想ないし実施される際、政治体制との関係において3つのケースに分類できるということである。すなわち既存の体制の維持を目指している場合、新しい体制を追求する場合、そして新体制への移行後にその安定を目指す場合である。現実にはこの第3のケースが最も注目を集めるのであり、また意図的な政治教育が実施されやすいと考えられるが、政治教育史を追求するのであれば、意識的に第1と第2のフェーズに注目する必要があるだろう。

第2に、歴史教育と政治教育とのあいだの複雑な関係をさらに追究することの重要性である。政治教育を広義で捉える場合、通史を中心とする歴史的知識と、法制度的・社会的知識のどちらの伝達をより重視するのは、今回とりあげた3国については、各国の近現代史によって規定されていたものと推測される。これが、どの程度に一般的あるいは特有な現象と言えるのかについては、他国の状況を踏まえて検討を進める必要があるが、歴史教育と政治教育の関係は、まさに歴史的に形成された各国のナショナリズムの性格に迫る視点の1つであると考えられる。

注

- 1 オーストリア教育史のスタンダード・ワークであるエンゲルブレヒトの研究（Engelbrecht, Helmut, *Geschichte des österreichischen Bildungswesens*, Bde. 1-5, Österreichischer Bundesverlag, 1982-1988）は貴重だが、政治教育に関する記述は限られている。他方、政治教育史の研究としてはDachs, Herbert, *Schule und Politik. Die politische Erziehung an den österreichischen Schulen 1918 bis 1938*, Jugend und Volk, 1982が代表的であり、ほかに戦前にも触れた研究としてWolf, Andrea (Hg.), *Der lange Anfang. 20 Jahre "Politische Bildung in den Schulen"*, Sonderzahl, 1998がある。ドイツの研究としては、個別テーマの研究を別にするKuhn, Hans-Werner, Peter Massing u. Werner Skuhr (Hg.), *Politische Bildung in Deutschland. Entwicklung - Stand - Perspektiven*, Springer Fachmedien Wiesbaden, 2. Aufl., 1993が代表的であり、ほかにDetjen, Joachim, *Politische Bildung. Geschichte und Gegenwart in Deutschland*, Oldenbourg Verlag, 2. Aufl., 2013が見られる程度である。
- 2 Allgemeine Schulordnung für die deutschen Normal- Haupt- und Trivialschulen in sämtlichen Kaiserl. Königl. Erbländern d. d. Wien den 6sten December 1774, S. 4, 12, 15 u. 52.

- 3 Gesetz vom 14. Mai 1869, durch welches die Grundsätze des Unterrichtswesens bezüglich der Volksschulen festgestellt werden, in: *Verordnungsblatt für den Dienstbereich des Ministeriums für Cultur und Unterricht*, Jg. 1869, Kaiserliche Hof- und Staatsdruckerei, 1869, S. CXIV.
- 4 Ebenda, S. CXIII.
- 5 Erlaß des provisorischen Ministers des Unterrichts vom 26. Juli 1849, womit der provisorische Gymnasial-Lehrplan für das Schuljahr 1849–50 mitgeteilt wird, in: *Allgemeines Reichs- Gesetz- und Regierungsblatt für das Kaiserthum Österreich*, Jg. 1849, 1850, S. 575 f.
- 6 Welter, Theodor Bernhard, *Lehrbuch der Weltgeschichte für Gymnasien und höhere Bürgerschulen*, Theil 3, Copenrath, 1861. 厳密には、1849年の布告が推奨しているのは同教科書の1848年版だが、それは確認できていない。なお、1851年に刊行されたギムナジウム用教科書（Pütz, Wilhelm, *Lehrbuch der oesterreichischen Vaterlandskunde*, Carl Baedeker, 1851）には、すでにオーストリア域内の各国の統計的な情報の一部として各地の憲法ないし体制についての記述が存在する。これは最初期の憲法教育は歴史よりも地理の枠組みで行なわれた可能性を示唆するが、当時の教育課程の地理の内容にも特別な指示は見られない。
- 7 Verordnung des Ministers für Cultus und Unterricht vom 12. August 1871. Z. 8568 betreffend die Behandlung der Geschichte und Geographie an den Gymnasien, in: *Verordnungsblatt für den Dienstbereich des Ministeriums für Cultus und Unterricht* (以下 *VMCU*), Jg. 1871, Stück XIII, S. 160.
- 8 選挙法の改正過程については、ウィーン民主主義センターの *Wahlrechtsentwicklung in Österreich 1848 bis heute* (<http://www.demokratiezentrum.org/index.php?id=245>, 2021年11月26日閲覧) による。
- 9 Verordnung des Ministers für Cultus und Unterricht vom 18. Mai 1874, Z. 6549, an die Landesschulbehörden, mit Ausnahme jener von Galizien, betreffend Lehrpläne für die verschiedenen Categorias der allgemeinen Volksschulen, in: *VMCU*, Jg. 1874, Stück XIV, 1874, S. 194.
- 10 Ebenda, S. 260.
- 11 Verordnung des Ministers für Kultus und Unterricht vom 15. Juli 1907, Z. 2368, womit neue Normallehrpläne für die Bürgerschulen vorgeschrieben werden, in: *Verordnungsblatt für den Dienstbereich des k. k. Ministeriums für Kultus und Unterricht* (以下 *VMKU*), Jg. 1907, Stück XVI, S. 384.
- 12 Verordnung des Ministers für Kultus und Unterricht vom 8. August 1908, Z. 34180, betreffend die Errichtung von achtklassigen Realgymnasien und Reform-Realgymnasien, in: *VMKU*, Jg. 1908, Stück XVI, S. 582 f.
- 13 Verordnung des Ministers für Kultus und Unterricht vom 20. März 1909, Z. 11662, betreffend einen neuen Lehrplan für Gymnasien in Österreich, in: *VMKU*, Jg. 1909, Stück VII, S. 206.
- 14 Dachs, S. 22; Wolf, S. 15.
- 15 Verordnung des Bundesministeriums für Unterricht vom 30. Juli 1926, betreffend den Lehrplan für die 1. bis 5. Schulstufe der allgemeinen Volksschulen, in: *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich* (以下 *BgRÖ*), Jg. 1926, 54. Stück, 1926, S. 1118.
- 16 Verordnung des Bundesministeriums für Unterricht vom 1. Juli 1928, betreffend die Festsetzung der Lehrpläne für die Mittelschulen, in: *BgRÖ*, Jg. 1928, Stück 42, S. 963.
- 17 Auszug aus der Verhandlungsschrift über die erste Tagung der Lehrerkammern am 1. und 2. Februar 1920, in: *Volkserziehung. Nachrichten des Österreichischen Unterrichtsamtes*, Jg. 1920, 1921, S. 138 f.
- 18 Vaterländische Erziehung in der Schule. (Erl. vom 7. Juli 1934, Z. 21683.), in: *Verordnungsblatt für den Dienstbereich des Bundesministeriums für Unterricht*, Jg. 1934, Stück XIV, S. 152 f.
- 19 Verordnung des Bundesministeriums für Unterricht vom 18. Juli 1934, betreffend den Lehrplan für die Abschlußklasse an der Volksschule im Schuljahr 1934/35, in: *Bundesgesetzblatt für den Bundesstaat Österreich*, Jg. 1934, 33. Stück, 1934, S. 178.
- 20 Verordnung des mit der Leitung Bundesministeriums für Unterricht betrauten Bundeskanzlers, betreffend die Festsetzung der Lehrpläne für die Mittelschulen, in: *Bundesgesetzblatt für den Bundesstaat Österreich*, Jg. 1935,

78. Stück, S. 1055 u. 1061.
- 21 Abänderung und Ergänzung der Lehrpläne der Lehrerbildungsanstalten, in: *Zentralblatt für die gesamte Unterrichtsverwaltung in Preußen* (以下 ZUP), Jg. 1920, S. 303.
- 22 Einführung der Schuljugend in die Reichsverfassung, in: ZUP, Jg. 1920, S. 637.
- 23 Richtlinien zu einem neuen, versuchsweise einzuführenden Lehrplan für die 3. Klasse der Präparanden- und Präparandinnenanstalten, in: ZUP, Jg. 1920, S. 332; Richtlinien zur Aufstellung von Lehrplänen für die oberen Jahrgänge der Volksschule, in: ZUP, Jg. 1923, S. 175; Geschichtsunterricht, in: ZUP, Jg. 1923, S. 64 f.
- 24 Geschichtlicher und Staatswissenschaftlicher Fortbildungskursus für akademisch gebildete Lehrer an höheren Lehranstalten und Lehrerbildungsanstalten, in: ZUP, Jg. 1913, S. 691.
- 25 Normal-Lehrplan für Elementarschulen, in: ZUP, Jg. 1861, S. 626 u. 632.
- 26 Volksschule und Lehrerbildung nach dem "Regulativen" von 1854, in: Giese, Gerhard (Hg.), *Quellen zur deutschen Schulgeschichte seit 1800*, Musterschmidt-Verlag, 1961, S. 150 u. 153.
- 27 Behandlung des vaterländischen Geschichtsunterrichts in der Elementarschule, in: ZUP, Jg. 1859, S. 182.
- 28 Die Aufgabe der preußischen Volksschulen, in: ZUP, Jg. 1867, S. 111.
- 29 Kaiserlicher Erlaß vom 1. Mai 1889, in: Giese, S. 194.
- 30 Einführung der Schulkinder in das Verständnis der Verfassung, in: ZUP, Jg. 1929, S. 111; Schulverfassungsfeiern, in: ZUP, Jg. 1929, S. 353.
- 31 Was ist Reichszentrale für Heimatdienst? Von Professor E. M. Roloff, Berlin, in: ZUP, Jg. 1924, S. 54f.; Roloff, Ernst M., Die Reichszentrale für Heimatdienst, in: ZUP, Jg. 1928, S. 144.
- 32 Fernhaltung der Politik von der Schule, in: ZUP, Jg. 1919, S. 669.
- 33 Politikbetätigung der Schüler, in: ZUP, Jg. 1925, S. 279.
- 34 Aufrufe an die Lehrer- und die Schülerschaft, in: ZUP, Jg. 1918, S. 714 f.
- 35 Herdegen, Peter, *Schulische Prüfungen. Entstehung-Entwicklung-Funktion*, Verlag Julius Klinkhardt, 2009, S. 84.
- 36 Schulordnung für Mädchenschulen in Bayern, in: *Neue Gesetz- und Verordnungen-Sammlung für das Königreich Bayern mit Einschluß der Reichsgesetzgebung* (以下 NGVS), Bd. 39, Nr. 11.169, 1911, S. 380; Schulordnung für die Höheren Schulen, in: NGVS, Bd. 42, Nr. 11.809, 1914, S. 324.
- 37 *Lehrplan für die Werktags-Volks-Schulen der kgl. Haupt- und Residenzstadt München*, C. Gerber, 1880, S. 30.
- 38 Schulordnung für die Höheren Schulen, S. 323.
- 39 *Lehrplan für die Volksschulen der königlichen Haupt- und Residenzstadt München*, E. Stahl, 1870, S. 17; Lehrordnung für die bayerischen Volksschulen: Bek. d. Staatsmin. f. Unt. u. K. v. 15. 12. 26 Nr. IV 49242 über die Lehrordnung für die bayerischen Volksschulen, in: *Amtsblatt des Bayer. Staatsministeriums für Unterricht und Kultus* (以下 ABSUK), No. 16, 1926, S. 132.
- 40 Schulordnung für die Höheren Schulen, in: *Sammlung der im Gebiete der inneren Staatsverwaltung des Königreichs Bayern bestehenden Verordnungen*, 1829, S. 595.
- 41 *Lehrplan für die Volksschulen der königlichen Haupt- und Residenzstadt München*, S. 17.
- 42 Bekanntmachung über Änderungen im höheren Schulwesen für Mädchen, in: ABSUK, Nr. 1, 1932, S. 9.
- 43 Lehrordnung für die bayerischen Volksschulen, S. 165; Bek. d. Staatsmin. f. Unt. u. K. v. 7. 4. 27 Nr. IX 10883 über Änderungen im höheren Schulwesen für Mädchen, in: ABSUK, No. 6, 1927, S. 121.
- 44 *Lehrplan für die Werktags-Volks-Schulen der kgl. Haupt- und Residenzstadt München*, München, 1911, S. 68.
- 45 Bek. d. Staatsmin. f. Unt. u. Kult. v. 30. 4. 36 Nr. IV 17939 über die Lehrordnung für die bayerischen Volksschulen, in: ABSUK, Nr. 4, 1936, S. 51.

Abstract**Über den Entwicklungsverlauf politischer Bildung
in Österreich, Preußen und Bayern
— Analyse der Lehrpläne der 1930er Jahre und zuvor —****Takahiro KONDO**

Deutschland wird allgemein als ein Land mit einem gut ausgebauten politischen Bildungssystem anerkannt. Dagegen wird Österreich eher als ein Land wahrgenommen, das erst jetzt das Niveau von Deutschland erreicht.

Es besteht kein Zweifel, dass die Position beider Länder in den internationalen Beziehungen der Nachkriegszeit hier eine Rolle spielt. Es überrascht nicht, dass die Bedeutung politischer Bildung zwischen der Bundesrepublik, die mit der DDR um ihre Legitimität als demokratischer Staat konkurrieren musste während sie gleichzeitig für die nationalsozialistische Gewaltherrschaft verantwortlich gemacht wurde, und Österreich, wo die Selbstauffassung als Opfer der NS-Herrschaft und des Krieges nicht verboten wurde, unterschiedlich aufgenommen wird.

Um jedoch diesen Unterschied beider Länder mit den internationalen Beziehungen der Nachkriegszeit zu erklären, muss zunächst überprüft werden, ob es nicht zuvor bereits einen Unterschied im Entwicklungsstand gab. Die vorliegende Auseinandersetzung soll sich mit diesem Problem beschäftigen.

Untersucht wurden Lehrpläne des Primar- und Sekundarschulwesens, sowie die Begriffe „(Staats-)Bürgerkunde“ oder „Geschichte“ im Titel beinhaltende Verordnungen und Mitteilungen, erschienen in den Amtsblättern der Bildungsministerien beider Länder zwischen der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts bis zur Entstehung des NS-Regimes, um zu verfolgen, wann und wie sich politische Bildung als Lehrfach gebildet und entwickelt hat. Dass auch das Stichwort Geschichte gewählt wurde liegt darin begründet, dass frühe politische Bildung im Rahmen des Lehrfachs Geschichte unternommen wurde.

In Bezug auf Deutschland hat sich der Autor auf die beiden Königreiche Preußen und Bayern sowie deren Nachfolgestaaten konzentriert.

Die Analyse der Lehrpläne produzierte die folgenden Ergebnisse.

Der Begriff (Staats-)Bürgerkunde tauchte zunächst in Österreich und Bayern im frühen 20. Jahrhundert auf, wurde in Preußen jedoch überraschenderweise erst nach dem Ersten Weltkrieg eingeführt. Die Verfassungserziehung wurde in den beiden südlichen Ländern in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts noch vor der (Staats-)Bürgerkunde als Teil des Fachs Geschichte eingeführt, während sie in Preußen erneut erst nach dem Ersten Weltkrieg erschien.

Diese Tatsachen reflektieren den Unterschied zwischen der von der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts bis Anfang des 20. Jahrhunderts an Macht zunehmenden preußischen Monarchie, und den von politischen Unruhen geprägten zwei südlichen Ländern. Die Verfassungserziehung wurde möglicherweise mit dem Ziel gefördert, die Verfassungsänderung als Nachgeben der Regierung an das Volk als Wellenbrecher für weitere Demokratisierungsforderungen verlässlicher zu machen.

Andererseits wurde zur selben Zeit in Preußen Geschichtsunterricht im engeren Sinne wichtiger eingestuft als in den beiden anderen Ländern, um die Stabilität des Systems zu erhalten. Die Vaterlandskunde, die die Geschichte und Geographie seines Heimatlandes lehrt, wurde in Österreich erstmals vom autoritären Regime in 1934 eingeführt, während sie in Preußen bereits in Lehrplänen von 1861 zu finden ist. Dies deutet darauf hin, dass im letzteren Fall der Schwerpunkt eher auf der Regierung durch kulturelle Identität als durch Gesetz lag. Auch in Bayern wurde die Vaterlandskunde 1870 eingeführt, doch zu dieser Zeit bestand noch die Frage, ob Bayern oder Deutschland als Heimatsland definiert werden sollte.

Die obigen Ergebnisse deuten darauf hin, dass (vom Geschichtsunterricht unabhängige) politische Bildung in Österreich sogar früher relativ ausgeprägt war als in Preußen, und dass letzteres erst nach dem Ersten Weltkrieg begann, Österreich zu folgen. Bayern ist in diesem Hinblick mittig zwischen Österreich und Preußen einzuordnen.

Fest steht, dass die Rollen, die Österreich und Deutschland in Bezug auf politische Bildung bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts spielten, im direkten Gegensatz zu der Situation nach dem Zweiten Weltkrieg stehen. Wenn man zudem bedenkt, dass die Weimarer Republik nur für kurze Zeit stabil war, versteht es sich, dass sich der heute noch spürbare Unterschied im Entwicklungsgrad der politischen Bildung zwischen den beiden Ländern tatsächlich erst nach dem Krieg herausgebildet hat.